

公立大学法人滋賀県立大学学術文化振興基金規程

平成 18 年 11 月 7 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第107号

(基金の設置)

第1条 公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）における教育・研究を一層充実させるため、公立大学法人滋賀県立大学学術文化振興基金（以下「基金」という。）を置く。

(基金の目的)

第2条 基金は、本学における教育・研究に関する諸事業の推進を図ることを目的とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、次の各号に掲げる資金（以下「元金」という。）およびその運用から得られる果実（以下「果実」という。）をもって構成する。

- (1) 財団法人滋賀総合研究所からの寄附金
- (2) 財団法人滋賀県大学等学術文化振興財団からの寄附金
- (3) 基金設立後、前条の目的達成のための使途をもって受け入れた寄附金

(運用対象事業)

第4条 基金は、次の各号に掲げる事業の実施に要する経費に支出するものとする。

- (1) 本学の学術研究を奨励するための事業
- (2) 本学の教育・研究の充実のための事業
- (3) 本学の地域貢献活動を推進するための事業
- (4) 本学の国際交流活動を推進するための事業
- (5) 本学の円滑な運営に資する事業

(経費)

第5条 前条に規定する事業の実施に要する経費は、果実および元金の一部をもって充てる。

(保管および経理)

第6条 基金の保管および経理は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則の定めるところによる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年11月7日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行日前までに受け入れた奨励寄附金については、第3条第3号に規定する寄附金とみなす。